

# 学外連携推進室より 文科省ガイドラインを受けてのお知らせ

- ①内部監査の内容と結果について
- ②研究に関する相談、不正の告発窓口

# 内部監査の内容と結果について (1)

## (通常監査)

- 内容
- ①収支簿と預金通帳の確認
  - ②証拠書類(領収書、見積書、納品書、請求書等)の確認
  - ③使用ルールに従って使用されているか
  - ④購入された設備備品を研究機関に寄付しているか
  - ⑤勤務簿と出張伺い、出張報告書の日付などチェック
  - ⑥謝金の支払チェック

## (特別監査) 通常監査にプラスして徹底的に行なわれます。

- 内容
- ①研究者に購入物品の使用状況を確認
  - ②業者が保管する書類(原伝票)との突合
  - ③設備備品の設置状況及び稼働状況の確認
  - ④謝金の受取確認(本人への勤務実態確認)
  - ⑤宿泊先等への出張事実確認
  - ⑥不正使用防止計画が有効に機能しているか(モニタリング)
  - ⑦管理・監査体制の不備の検証(モニタリング)

# 内部監査の内容と結果について (2)

## H26年度(通常監査)結果 抜粋

- 証拠書類の客観的根拠資料が不足している。
  - 学会開催場所の根拠資料、学会参加費一覧を何れもホームページから印刷して、追加添付した。

## H26年度(特別監査)結果 抜粋

- 研究支援者(アルバイト)の勤務状況把握。
  - 勤務簿を事務局に設置、抜き打ちによる勤務実態確認の対応をしている。

# 研究に関する相談、不正の告発窓口 (1)

## ①岡山理科大学・学外連携推進室

700-0005 岡山市北区理大町1-1 TEL.086-256-9731 FAX.086-256-9732  
E-mail [renkei@office.ous.ac.jp](mailto:renkei@office.ous.ac.jp)

## ②岡山理科大学・庶務部

700-0005 岡山市北区理大町1-1 TEL.086-256-8431 FAX.086-256-9702  
E-mail [syomu@office.ous.ac.jp](mailto:syomu@office.ous.ac.jp)

不正の告発は、書面、電話、FAX、電子メール、  
面談など 顕名、又は匿名にて受け付けます。

# 研究に関する相談、不正の告発窓口 (2)

「告発者」や「被告発者」は、不利益な取り扱いがされないよう保護されます。

## ○岡山理科大学研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程

(告発者等及び被告発者の保護)

第14条 研究者等は、不正行為に関わる告発をしたこと、調査に協力したことなどを理由に、当該告発等に関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 最高管理責任者は、前項の告発に関係した者が不利益な取扱いを受けることがないように配慮しなければならない。

3 最高管理責任者は、調査の結果申し立てに関わる不正行為の事実が認められなかった場合において、被告発者の教育研究活動への支障又は名誉棄損等があったときは、その正常化又は回復のために必要な措置を取らなければならない。

4 不正行為に関わる告発又は調査に関わった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。